

浜中町景観条例施行規則（案）

（趣旨）

第1条 この規則は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）及び浜中町景観条例（令和6年浜中町条例第3号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（工作物）

第2条 条例第2条第6号の規定で定める工作物は、次に掲げる工作物とする。

- (1) さく、塀、擁壁その他これらに類する工作物
- (2) 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類する工作物（本条第13号に掲げる工作物を除く。）
- (3) 風力発電設備
- (4) 煙突その他これらに類する工作物
- (5) 物見塔その他これらに類する工作物
- (6) 彫刻、記念碑その他これらに類する工作物
- (7) 観覧車、コースターその他これらに類する遊戯施設
- (8) 自動車車庫等の用に供する立体的な施設
- (9) アスファルトプラント、コンクリートプラントその他これらに類する製造施設
- (10) 石油、ガス、穀物、飼料その他これらに類するものの貯蔵又は処理の用に供する立体的な施設
- (11) 汚物処理場、ごみ焼却場その他これらに類する処理施設の用途に供する工作物
- (12) 太陽電池発電設備
- (13) 電気供給のための電線路又は有線電気通信のための線路の支持物

（景観計画の軽微な変更）

第3条 条例第8条第3項の規定で定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする。

- (1) 法、条例その他の法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる用語の整理等
- (2) 関連計画の見直しに伴い当然必要とされる用語の整理等

（行為の届出等）

第4条 条例第11条第1項に規定する行為の届出等は、次の各号に掲げる届出又は通知の区分に応じ、当該各号に定める様式により行わなければならない。

- (1) 法第16条第1項の規定による届出 別記様式第1号
- (2) 法第16条第2項の規定による届出 別記様式第2号
- (3) 法第16条第5項の規定による通知 別記様式第3号

2 別記様式第1号及び別記様式第3号には、景観法施行規則（平成16年国土交通省令第100号。以下「省令」という。）第1条第2項各号に掲げる図書のほか、別記様式第4号による景観計画に定める良好な景観の形成を図るための事項への対応状況を説明する書類（以下「景観形成の配慮事項に係る対応説明書」という。）を添付しなければならない。

3 条例第11条第3項の規定で定める図書は、別表第1のとおりとする。

（事前協議）

第5条 条例第12条第1項の規定による事前協議は、事前協議書（別記様式第5号）と次に掲げる書類を添付して町長に提出するものとする。ただし、行為の種類、規模等により町長が添付を要しないと認めるものについては、この限りではない。

- (1) 省令第1条第2項各号に定める図書
- (2) その他町長が必要と認めるもの

2 条例第12条第2項の規定による事前協議は、計画及び設計が変更可能な時期までに行うものとする。

(適用除外行為)

第6条 条例第17条第1号の規定で定める規模は、別表第2（条例第9条第1項の規定により指定された景観形成重点区域においては、別表第3）以下のものとする。

2 条例第17条第2号の規定で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 自然公園法（昭和32年法律第161号）第10条第2項、第3項及び第6項、第20条第3項、第21条第3項、第33条第1項並びに第68条第1項後段
- (2) 森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項、第34条第1項及び第2項
- (3) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第125条第1項、第127条第1項
- (4) 総発電出力が10キロワット未満の太陽電池発電設備（同一又は共同の関係にあると認められる設置者が、同時期もしくは近接した時期又は近接した場所に設置する太陽電池発電設備の合算した出力が10キロワット以上となる場合を除く。）
- (5) 居住用建築物に太陽電池発電設備を設置する事業
- (6) 農業及び林業並びに畜産業を営むために行う行為
(事前公開の標識)

第7条 条例第14条第2項に規定する標識（以下「標識」という。）は、行為等のお知らせ（別記様式第7号）によるものとする。

2 標識の設置に係る費用は、事業者の負担とする。

(説明会の開催)

第8条 条例第15条第2項の規定による公表は、当該説明会の日程、場所、行為等の内容等を関係住民等への通知、回覧その他の方法により行うものとする。

2 条例第15条第3項の規定による報告は、関係住民等説明会結果報告書（別記様式第8号）によるものとする。

(身分証明書)

第9条 法第17条第8項の身分を示す証明書は、別記様式第9号によるものとする。

(景観重要建造物及び景観重要樹木を表示する標識)

第10条 法第21条第2項及び法第30条第2項の標識は、景観重要建造物及び景観重要樹木の所有者と協議の上、公衆の見やすい場所に設置するものとする。

2 前項の標識は、景観重要建造物にあっては別記様式第10号、景観重要樹木にあっては別記様式第11号によるものとする。

(景観重要建造物及び景観重要樹木の管理の方法の基準)

第11条 条例第21条第1項第4号の規定で定める基準は、次に掲げるものとする。

- (1) 景観重要建造物が滅失し、又は損傷するおそれがあると認めるときは、直ちに町長と協議してその滅失又は損傷を防ぐ措置を講ずること。
 - (2) 景観重要建造物を損傷するおそれのある枯損した樹木又は危険な樹木は、速やかに伐採すること。
- 2 条例第21条第2項第3号の規定で定める基準は、次に掲げるものとする。
- (1) 景観重要樹木の滅失及び枯死を防ぐため、その保育の状況を定期的に点検すること。
 - (2) 景観重要樹木が滅失し、又は枯死するおそれがあると認めるときは、直ちに町長と協議してその滅失又は枯死を防ぐ措置を講ずること。

(補則)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

附 則

この規則は、令和6年 月 日から施行する。

別表第 1（浜中町景観条例施行規則 第 4 条関係）
建築物の建築等又は工作物の建設、開発行為等の場合

図書の名称	縮尺	表示すべき事項	備考
位置図	2, 500 分の 1 以上	建築物又は工作物の敷地の位置及び当該敷地の周辺の状況	景観法施行規則第 1 条第 2 項に定める図書
配置図	200 分の 1 以上	当該敷地内における建築物又は工作物の設置位置	樹木や道路の配置、法面の有無、地形や土地利用など周辺環境との関係性を示すこと
平面図	200 分の 1 以上	建築物又は工作物の間取り、寸法、床面積	用途や構成を示すこと
立面図	200 分の 1 以上	建築物又は工作物の高さ及び外観等	・彩色が施され、2 面以上示すこと ・景観法施行規則第 1 条第 2 項に定める図書
写真		当該敷地及び当該敷地の周辺の状況	
パース図		建築物又は工作物の彩色も含めた完成予想図	
土地の造成計画平面図及び断面図	200 分の 1 以上	現況、計画地盤面、切土、盛土等の状況	土地の区画形質の変更及びに急傾斜地での土地の造成の行為のみ
工作物の設置に関する誓約書			別記様式第 6 号
工作物の設置等の計画書			
関係住民等説明会結果報告書			別記様式第 8 号
その他町長が必要と認める図書及び資料			必要に応じて提出

別表第2（浜中町景観条例施行規則 第6条関係）
景観計画一般区域

行為の区分		規模
法第16条第1項第1号の規定する行為	(1) 新築又は移転	高さ13メートルかつ延べ面積2,000平方メートル
	(2) 増築又は改築	次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める規模 ア 増築前又は改築前の建築物の規模が(1)に規定する規模 イ 増改築前の規模が対象規模以下で、増改築を行うことで(1)を超える場合は対象。ただし、増改築前の規模が既に対象規模を超え、増改築する床面積の合計が10平方メートル以下の場合を除く
	(3) 外観を変更する修繕、模様替、色彩の変更	(1)に規定する規模の建築物又はいずれかの立面の鉛直投影面積の2分の1
法第16条第1項第2号に規定する行為	(1) 新設又は移転	次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める規模 ア 第2条第1項第1号に掲げる工作物 高さ5メートル イ 第2条第1項第2号から第4号までに掲げる工作物 高さ15メートル（建築物と一体になって設置される工作物にあっては、当該工作物の高さ5メートル又は地盤面から当該工作物の上端までの高さ15メートル） ウ 第2条第1項第5号に掲げる工作物 高さ13メートル（建築物と一体となって設置される工作物にあっては、当該工作物の高さ当該工作物の高さ5メートル又は地盤面から当該工作物の上端までの高さ13メートル） エ 第2条第1項第6号から第11号までに掲げる工作物 高さ13メートルかつ築造面積2,000平方メートル
	(2) 増築又は改築	次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める規模 ア 増築前又は改築前の工作物の規模が(1)に規定する規模 イ 増改築前の規模が対象規模以下で、増改築を行うことで(1)を超える場合は対象。ただし、増改築前の規模が既に対象規模を超え、増改築する築造面積の合計が10平方メートル以下の場合を除く
	(3) 修繕又は模様替え	(1)に規定する規模の工作物又はいずれかの立面の鉛直投影面積の2分の1
法第16条第1項第3号に規定する行為		当該行為に係る土地の面積が10,000平方メートルかつ当該行為に伴い生ずる法面又は擁壁の高さが5メートル

備考：高さ、延べ面積、床面積、築造面積等の算定の方法については、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条の規定に準ずるものとする。

別表第3（浜中町景観条例施行規則 第6条関係）

湿原・海岸景観形成重点区域

・道道808号の一部、道道123号の一部、道道1039号、道道142号の一部、町道湯沸1号

行為の区分		規模
法第16条第1項第1号の規定する行為	(1) 新築又は移転	高さ10メートルかつ延べ面積1,000平方メートル
	(2) 増築又は改築	次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める規模 ア 増築前又は改築前の建築物の規模が(1)に規定する規模 イ 増改築前の規模が対象規模以下で、増改築を行うことで(1)を超える場合は対象。ただし、増改築前の規模が既に対象規模を超え、増改築する床面積の合計が10平方メートル以下の場合を除く
	(3) 外観を変更する修繕、模様替、色彩の変更	(1)に規定する規模の建築物又はいずれかの立面の鉛直投影面積の2分の1
法第16条第1項第2号に規定する行為	(1) 新設又は移転	次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める規模 ア 第2条第1項第1号に掲げる工作物 高さ5メートル イ 第2条第1項第2号から第5号までに掲げる工作物 高さ10メートル（建築物と一体となって設置される工作物にあっては、当該工作物の高さ5メートル又は地盤面から当該工作物の上端までの高さ10メートル） ウ 第2条第1項第6号から第11号までに掲げる工作物 高さ10メートルかつ築造面積1,000平方メートル エ 第2条第1項第13号に掲げる工作物 高さ10メートル
	(2) 増築又は改築	次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める規模 ア 増築前又は改築前の工作物の規模が(1)に規定する規模 イ 増改築前の規模が対象規模以下で、増改築を行うことで(1)を超える場合は対象。ただし、増改築前の規模が既に対象規模を超え、増改築する築造面積の合計が10平方メートル以下の場合を除く
	(3) 修繕又は模様替え	(1)に規定する規模の工作物又はいずれかの立面の鉛直投影面積の2分の1
法第16条第1項第3号に規定する行為		当該行為に係る土地の面積が5,000平方メートルかつ当該行為に伴い生ずる法面又は擁壁の高さが5メートル

別表第4（浜中町景観条例施行規則 第6条関係）

酪農景観形成重点区域

- ・国道44号、道道808号の一部

森林景観形成重点区域

- ・自然公園法における国定公園の普通地域

市街地景観形成重点区域

- ・道道506号、道道123号の一部、道道1039号の一部

行為の区分		規模
法第16条第1項第1号の規定する行為	(1) 新築又は移転	高さ10メートルかつ延べ面積2,000平方メートルを超えるもの
	(2) 増築又は改築	次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める規模 ア 増築前又は改築前の建築物の規模が(1)に規定する規模 イ 増改築前の規模が対象規模以下で、増改築を行うことで(1)を超える場合は対象。ただし、増改築前の規模が既に対象規模を超え、増改築する床面積の合計が10平方メートル以下の場合を除く
	(3) 外観を変更する修繕、模様替、色彩の変更	(1)に規定する規模の建築物又はいずれかの立面の鉛直投影面積の2分の1
法第16条第1項第2号に規定する行為	(1) 新設又は移転	次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める規模 ア 第2条第1項第1号に掲げる工作物 高さ5メートル イ 第2条第1項第2号から第5号までに掲げる工作物 高さ10メートル（建築物と一体となって設置される工作物にあっては、当該工作物の高さ5メートル又は地盤面から当該工作物の上端までの高さ10メートル） ウ 第2条第1項第6号から第11号までに掲げる工作物 高さ13メートルかつ築造面積2,000平方メートル エ 第2条第1項第13号に掲げる工作物 高さ10メートル
	(2) 増築又は改築	次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める規模 ア 増築前又は改築前の工作物の規模が(1)に規定する規模 イ 増改築前の規模が対象規模以下で、増改築を行うことで(1)を超える場合は対象。ただし、増改築前の規模が既に対象規模を超え、増改築する築造面積の合計が10平方メートル以下の場合を除く
	(3) 修繕又は模様替え	(1)に規定する規模の工作物又はいずれかの立面の鉛直投影面積の2分の1
法第16条第1項第3号に規定する行為		当該行為に係る土地の面積が10,000平方メートルかつ当該行為に伴い生ずる法面又は擁壁の高さが5メートル
法第16条第1項第4号に規定する行為		樹林地・並木等の皆伐に係る面積が50平方メートル

別記様式第 1 号（浜中町景観条例規則 第 4 条関係）

（表）

景観計画区域内における行為の届出書										
景観法第16条第1項の規定により、関係図書を添えて、次のとおり届け出ます。 年 月 日 浜中町長 様		届出者	住所	(郵便番号) (法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地)						
			氏名	(法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名) 印						
			電話番号							
※受 付	※受付番号	連絡先	所 属							
			住 所	(郵便番号)						
			氏 名							
		電話番号								
行為の場所				都市計画法第8条第1項の地域、地区又は街区						
行為の種類及び設計又は施行方法	☐ 建築物	区分	☐ 新築 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 外観の変更 ☐修繕 ☐模様替 ☐色彩の変更							
		用途				高さ	m		階数	階
		敷地面積	m ²			建築面積	m ²		延べ面積	m ² (増改築分 m ²)
	☐ 工作物	区分	☐ 新設 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 外観の変更 ☐修繕 ☐模様替 ☐色彩の変更							
		用途				高さ	m		築造面積	m ² (増改築分 m ²)
		開発区域の面積	m ²			構築する施設				
	☐ 開 発 行 為	法面又は擁壁の高さ			法面又は擁壁の長さ			m		
		m			m			m		

(裏)

行為の種類及び設計又は施行方法	彩色の状況(建築物又は工作物である場合のみ記入)	第一立面	区 分					割 合 単位(%)
			彩色が施されている部分	色 彩 (マンセル値)	色 相	明 度	彩 度	
					-----	-----	-----	
					-----	-----	-----	
					-----	-----	-----	
					-----	-----	-----	
			彩色が施されていない部分	素 材 名	-----			-----
		計					100%	
		第二立面	区 分					割 合 単位(%)
			彩色が施されている部分	色 彩 (マンセル値)	色 相	明 度	彩 度	
					-----	-----	-----	
					-----	-----	-----	
					-----	-----	-----	
					-----	-----	-----	
			彩色が施されていない部分	素 材 名	-----			-----
		計					100%	
		第三立面	区 分					割 合 単位(%)
			彩色が施されている部分	色 彩 (マンセル値)	色 相	明 度	彩 度	
					-----	-----	-----	
					-----	-----	-----	
					-----	-----	-----	
					-----	-----	-----	
			彩色が施されていない部分	素 材 名	-----			-----
		計					100%	
第四立面	区 分					割 合 単位(%)		
	彩色が施されている部分	色 彩 (マンセル値)	色 相	明 度	彩 度			
			-----	-----	-----			
			-----	-----	-----			
			-----	-----	-----			
			-----	-----	-----			
	彩色が施されていない部分	素 材 名	-----			-----		
計					100%			
着手予定日		年 月 日	完了予定日		年 月 日			

注1 ※印欄は、記入しないこと。

2 「届出者」欄は、建築主、築造主、開発行為又はその他の行為をしようとする者の住所等を記載すること。

なお、氏名欄に自署した場合は、押印を省略することができます。

3 「連絡先」欄は、届出者以外の者が届出内容の照会先となる場合に記載すること。

4 該当する□内に、㇏印を付すこと。

5 高さ、延べ面積、床面積、築造面積等の算定の方法については、建築基準法施行令第2条の規定に準ずること。

6 「色彩」欄は、マンセル表色系（色を色相、明度、彩度の三属性に基づいて表現する方式）の値を記載すること（マンセル値の記入例：マンセル値 10Y R 2 / 1 の場合は、色相 10Y R、明度 2、彩度 1 と記載する。）。

7 彩色が施されていない部分の「素材名」の欄には、外観となる壁面を仕上げる素材（開口部の素材を含む。）が着色していない石、土、木、レンガ、コンクリート、ガラス等の場合に、その素材名を記載すること。

8 次の図書を添付すること。

なお、添付する図面及び立面図は、景観法施行規則第1条第2項に規定する縮尺とします。

(1) 建築物の建築等又は工作物の建設等の場合

ア 建築物又は工作物の敷地の位置及び当該敷地の周辺の状況を表示する図面

イ 当該敷地及び当該敷地の周辺の状況を示す写真

ウ 当該敷地内における建築物又は工作物の位置を表示する図面

エ 建築物又は工作物の彩色が施された2面以上の立面図

オ 景観形成の配慮事項に係る対応説明書（別記第4号様式）

カ その他参考となるべき事項を記載した図書

(2) 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為の場合

ア 当該開発行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の状況を表示する図面

イ 当該開発行為を行う土地の区域及び当該区域の周辺の状況を示す写真

ウ 設計図又は施行方法を明らかにする図面

エ 景観形成の配慮事項に係る対応説明書（別記第4号様式）

オ その他参考となるべき事項を記載した図書

（日本工業規格 A 4）

別記様式第2号（浜中町景観条例規則 第4条関係）

（表）

景観計画区域内における行為の変更届出書				
景観法第16条第2項の規定により、関係図書を添えて、次のとおり届け出ます。 年 月 日 浜中町長 様		届出者	住所	(郵便番号) (法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地)
			氏名	(法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名) 印
			電話番号	
※受付	※受付番号	連絡先	所属	
			住所	(郵便番号)
			氏名	
			電話番号	
景観計画区域内における行為の届出書受付番号		第 号		
行為の場所				
設計又は 施行方法の 変更内容	変 更 前		変 更 後	
変更の理由				

(裏)

注1 ※印欄は、記入しないこと。

2 「届出者」欄は、建築主、築造主、開発行為又はその他の行為をしようとする者の住所等を記載すること。

なお、氏名欄に自署した場合は、押印を省略することができます。

3 「連絡先」欄は、届出者以外の者が届出内容の照会先となる場合に記載すること。

4 次の図書のうち、設計又は施行方法の変更内容の説明に必要なものを添付すること。

なお、添付する図面及び立面図は、景観法施行規則第1条第2項に規定する縮尺とします。

(1) 建築物の建築等又は工作物の建設等の場合

ア 建築物又は工作物の敷地の位置及び当該敷地の周辺の状況を表示する図面

イ 当該敷地及び当該敷地の周辺の状況を示す写真

ウ 当該敷地内における建築物又は工作物の位置を表示する図面

エ 建築物又は工作物の彩色が施された2面以上の立面図

オ 景観形成の配慮事項に係る対応説明書（別記第4号様式）

カ その他参考となるべき事項を記載した図書

(2) 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為及びその他の行為の場合

ア 当該開発行為及びその他の行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の状況を表示する図面

イ 当該開発行為及びその他の行為を行う土地の区域及び当該区域の周辺の状況を示す写真

ウ 設計図又は施行方法を明らかにする図面

エ 景観形成の配慮事項に係る対応説明書（別記第4号様式）

オ その他参考となるべき事項を記載した図書

(日本工業規格A4)

別記様式第3号（浜中町景観条例規則 第4条関係）

（表）

景観計画区域内における行為の通知書									
景観法第16条第5項の規定により、関係図書を添えて、次のとおり通知します。 年 月 日 浜中町長 様		通知者	住所	(郵便番号)					
			機 関 名 及 び 代 表 者 名						
			電 話 番 号						
			所 属						
※受 付	※受付番号	連絡先	住 所	(郵便番号)					
			氏 名						
			電 話 番 号						
行為の場所				都市計画法第8条第1項の地域、地域又は街区					
行為の種類及び設計又は施行方法	□建築物	区分	☐ 新築 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 外観の変更 ☐修繕 ☐模様替 ☐色彩の変更						
		用途	高さ		m		階数		
				(増改築分 m)		階			
		敷地面積	建築面積		延べ面積		m ²		
		m ²		m ²		(増改築分 m ²)			
	□工作物	区分	☐ 新設 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 外観の変更 ☐修繕 ☐模様替 ☐色彩の変更						
		用途	高さ		m		築造面積		
				(増改築分 m)		(増改築分 m ²)			
	□開 発 行 為	開発区域の面積			構築する施設				
m ²									
法面又は擁壁の高さ	法面又は擁壁の高さ			法面又は擁壁の長さ					
	m			m					

(裏)

行為の種類及び設計又は施行方法	彩色の状況(建築物又は工作物である場合のみ記入)	第一立面	区 分				割 合 単位(%)
			彩色が施されている部分	色 彩 (マンセル値)	色 相	明 度	
			彩色が施されていない部分	素 材 名			
		計					100%
		第二立面	区 分				割 合 単位(%)
			彩色が施されている部分	色 彩 (マンセル値)	色 相	明 度	
			彩色が施されていない部分	素 材 名			
		計					100%
		第三立面	区 分				割 合 単位(%)
			彩色が施されている部分	色 彩 (マンセル値)	色 相	明 度	
			彩色が施されていない部分	素 材 名			
計					100%		
第四立面	区 分				割 合 単位(%)		
	彩色が施されている部分	色 彩 (マンセル値)	色 相	明 度		彩 度	
	彩色が施されていない部分	素 材 名					
計					100%		
着手予定日		年 月 日		完了予定日		年 月 日	

注1 ※印欄は、記入しないこと。

2 「連絡先」欄は、通知者以外の者が通知内容の照会先となる場合に記載すること。

3 該当する□内に、㍀印を付すこと。

4 高さ、延べ面積、床面積、築造面積等の算定の方法については、建築基準法施行令第2条の規定に準ずること。

5 「色彩」欄は、マンセル表色系（色を色相、明度、彩度の三属性に基づいて表現する方式）の値を記載すること（マンセル値の記入例：マンセル値10Y R 2／1の場合は、色相10Y R、明度2、彩度1と記載する。）。

6 彩色が施されていない部分の「素材名」の欄には、外観となる壁面を仕上げる素材（開口部の素材を含む。）が着色していない石、土、木、レンガ、コンクリート、ガラス等の場合に、その素材名を記載すること。

7 次の図書を添付すること。

なお、添付する図面及び立面図は、景観法施行規則第1条第2項に規定する縮尺とします。

(1) 建築物の建築等又は工作物の建設等の場合

ア 建築物又は工作物の敷地の位置及び当該敷地の周辺の状況を表示する図面

イ 当該敷地及び当該敷地の周辺の状況を示す写真

ウ 当該敷地内における建築物又は工作物の位置を表示する図面

エ 建築物又は工作物の彩色が施された2面以上の立面図

オ 景観形成の配慮事項に係る対応説明書（別記第4号様式）

カ その他参考となるべき事項を記載した図書

(2) 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為及びその他の行為の場合

ア 当該開発行為及びその他の行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の状況を表示する図面

イ 当該開発行為及びその他の行為を行う土地の区域及び当該区域の周辺の状況を示す写真

ウ 設計図又は施行方法を明らかにする図面

エ 景観形成の配慮事項に係る対応説明書（別記第4号様式）

オ その他参考となるべき事項を記載した図書

（日本工業規格A4）

別記様式第4号（浜中町景観条例規則 第4条関係）

その1

(1)

景観形成の配慮事項に係る対応説明書

		※受付番号	
行為の場所			
☐ 建築物 ☐ 工作物 ☐ 開発行為 ☐ その他	新築 ☐ 又は ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 外観の変更 新設 ☐修繕 ☐模様替 ☐色彩の変更		

【建築物又は工作物】

行為の種類		配慮事項	対応状況の説明
位置・配置・規模	位置・配置	☐ 地域の特性や周辺景観との調和に配慮した位置・配置とすること。 ☐ 景観上重要な山地、海岸、河川、湖沼、農地、歴史的・文化的遺産等の地域の良好な景観資源に対して、周辺からの眺望に配慮した位置・配置とすること。 ☐ 高さは、原則として 13m を超えないようにすること。やむを得ない事情により基準値を超える場合は、景観への影響を軽減させるため、特に色彩や形態に配慮するなどの必要な措置を行うこと。	
	規模	☐ 地域の特性や周辺の建築物又は工作物との連続性を考慮して、街並みや周辺景観との調和に配慮した規模とすること。 ☐ 景観上重要な山地、海岸、河川、湖沼、農地、歴史的・文化的遺産等の地域の良好な景観資源に対して、周辺からの眺望に配慮した規模とすること。	
形態・意匠	形態意匠	☐ 地域の特性や周辺景観との調和に配慮した形態意匠とすること。全体としてまとまりのある形態意匠とすること。 ☐ オイルタンクや室外機など、建築物に附属する設備等は、可能な限り目立たない位置へ設置し、又は目隠しをする等の工夫をすること。	

(2)

行為の種類		配慮事項	対応状況の説明
形態意匠 (続き)	色彩	□多くの色彩やアクセント色を使用する場合は、その数、色彩相互の調和及びバランスに配慮すること。	
	色彩の範囲	□建築物の外観にけばけばしい色彩は用いず、周辺景観と調和する色彩を用いること。建築物等本体のいずれかの立面（建築物の1つの面における鉛直投影面積）で、当該立面の面積の1/5を超えないこと。	
敷地の外構・その他	修景	□敷地内は、周辺環境と調和を図り、可能な限り修景を行うこと。特に、道路等の公共空間に面した空間は、街並みにふさわしい修景を行うよう配慮すること。	
	緑化	□敷地内の既存の樹木は、可能な限り保存し、又は移植することとし、やむを得ず伐採する場合は、補植や緑化に配慮すること。	
	堆雪スペース	□堆雪スペース等の設置を考慮するとともに、積雪期以外におけるこれらの施設と周辺景観との調和にも配慮すること。	

【開発行為】

行為の種類		配慮事項	対応状況の説明
位置・規模	位置	☐ 地域の特性や周辺景観との調和に配慮した位置とすること。 ☐ 景観上重要な山地、海岸、河川、湖沼、農地、歴史的・文化的遺産等の地域の良好な景観資源に対して、周辺からの眺望に配慮した位置とすること。	
	規模	☐ 地域の特性や周辺景観との調和に配慮した規模とすること。 ☐ 景観上重要な山地、海岸、河川、湖沼、農地、歴史的・文化的遺産等の地域の良好な景観資源に対して、周辺からの眺望に配慮した規模とすること。	
形状・緑化等	形状	☐ 地域の特性や周辺景観との調和に配慮した形状とすること。	
	資源の保全	☐ 開発区域内にある河川、水辺、表土等は可能な限り保全し、活用すること。	
	緑化	☐ 開発区域内の既存の樹木は、可能な限り保存し、又は移植することとし、やむを得ず伐採する場合は、補植や緑化に配慮すること。	

注1 ※印欄は、記入しないこと。

2 「配慮事項」欄は、当該事項について配慮した場合に、□内にㇿ印を付すこと。

3 「対応状況の説明」欄は、配慮事項に具体的にどのように対応したかを記載すること。
(日本工業規格 A 4)

別記様式第4号（浜中町景観条例規則 第4条関係）

その2

(1)

景観形成の配慮事項に係る対応説明書
(湿原・海岸景観形成重点区域用)

		※受付番号	
行為の場所			
☐ 建築物 ☐ 工作物 ☐ 開発行為 ☐ その他	新築 ☐ 又は ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 外観の変更 新設	☐ 修繕 ☐ 模様替 ☐ 色彩の変更	

【建築物】

行為の種類		配慮事項	対応状況の説明
位置・配置・規模	眺望の確保	☐ 地域の特性や周辺景観との調和に配慮した位置・配置とすること。 ☐ 湿原景観、海岸景観などへの良好な景観が見渡せる眺望点から、その眺望を妨げない位置及び規模とすること。	
	高さ	☐ 原則として10mを超えないようにすること。やむを得ない事情により基準値を超える場合は、景観への影響を軽減させるため、特に色彩や形態に配慮するなどの必要な措置を行うこと。	
形態意匠	周辺との調和	☐ 周辺の景観と調和した形態意匠とすること。増築や改修等の行為を行う場合は、既存部分の景観改善も行うようにすること。	
	外壁・壁面	☐ 道路等の公共空間に面する壁面は、分節化や陰影処理等を行うことにより、単調な平滑面とならないようにすること。	

行為の種類		配慮事項	対応状況の説明
形態意匠 (続き)	屋根形状	□適度な勾配を有するものとし、周辺の景観と調和した形態とするよう努めること。	
	付帯設備・付属建物	□オイルタンクや室外機など、建築物に附属する設備等は、可能な限り目立たない位置へ設置し、又は目隠しをする等の工夫をすること。	
色彩	周辺との調和	□敷地内にある他の建築物等との統一感や、敷地周辺の良好な景観との色調の調和に配慮すること。 □多くの色彩やアクセントとなる色彩を使用する場合は、その数、色彩相互の調和及びバランスに配慮すること。	
	色彩の範囲	□建築物の外観にけばけばしい色彩は用いず、周辺景観と調和する色彩を用いること。建築物等本体のいずれかの立面（建築物の1つの面における鉛直投影面積）で、当該立面の面積の1/5を超えないこと。	
素材	周辺との調和	□敷地内は、周辺環境と調和を図り、可能な限り修景を行うこと。特に、道路等の公共空間に面した空間は、街並みにふさわしい修景を行うよう配慮すること。	
	経年変化	□屋根及び外壁等は、経年変化による質の低下の少ない素材を用いること。	
	反射	□鏡面仕上げのものなど、反射光のある素材を屋根や壁面など大部分にわたって使用しないこと。	
敷地の外構・その他	緑化	□敷地内の既存の樹木は、可能な限り保存し、又は移植することとし、やむを得ず伐採する場合は、補植や緑化に配慮すること。	
	堆雪スペース	□堆雪スペース等の設置を考慮するとともに、積雪期以外におけるこれらの施設と周辺景観との調和にも配慮すること。	

【工作物】

行為の種類		配慮事項	対応状況の説明
位置・配置・規模	眺望の確保	☐ 地域の特性や周辺景観との調和に配慮した位置・配置とすること。 ☐ 湿原景観、海岸景観などへの良好な景観が見渡せる眺望点から、その眺望を妨げない位置及び規模とすること。	
	高さ	☐ 原則として10mを超えないようにすること。やむを得ない事情により基準値を超える場合は、景観への影響を軽減させるため、特に色彩や形態に配慮するなどの必要な措置を行うこと。	
形態意匠	周辺との調和	☐ 周辺の景観と調和した形態意匠とすること。増築や改修等の行為を行う場合は、既存部分の景観改善も行うようにすること。	
	圧迫感の軽減	☐ 柵や擁壁等の高さは、5mを超えないものとする。ただし、機能上やむを得ない場合は、設置と合わせて植栽などによる緑化すること。 ☐ 擁壁は分節化等を行うことにより、長大で単調な平滑面とならないようにすること。	

行為の種類		配慮事項	対応状況の説明
色彩	周辺との調和	☐ 敷地内にある他の建築物等との統一感や、敷地周辺の良好な景観との色調の調和に配慮すること。 ☐ 多くの色彩やアクセントとなる色彩を使用する場合は、その数、色彩相互の調和及びバランスに配慮すること。	
	色彩の範囲	☐ 建築物の外観にけばけばしい色彩は用いず、周辺景観と調和する色彩を用いること。建築物等本体のいずれかの立面(建築物の1つの面における鉛直投影面積)で、当該立面の面積の1/5を超えないこと。	
素材	周辺との調和	☐ 敷地内は、周辺環境と調和を図り、可能な限り修景を行うこと。特に、道路等の公共空間に面した空間は、街並みにふさわしい修景を行うよう配慮すること。	
	経年変化	☐ 屋根及び外壁等は、経年変化による質の低下の少ない素材を用いること。	
	反射	☐ 鏡面仕上げのものなど、反射光のある素材を屋根や壁面など大部分にわたって使用しないこと。	
敷地の外構・その他	緑化	☐ 敷地内の既存の樹木は、可能な限り保存し、又は移植することとし、やむを得ず伐採する場合は、補植や緑化に配慮すること。	
	堆雪スペース	☐ 堆雪スペース等の設置を考慮するとともに、積雪期以外におけるこれらの施設と周辺景観との調和にも配慮すること。	

敷地の外構・その他	太陽電池発電設備	位置・配置・規模 □やむを得ず設置する場合は、道路や展望地から望見できる場所の設置は避けること。 □太陽電池発電設備の地上からの高さは5 mを超えないこと。かつ、地上部分の水平投影面積の和も1,000 m²を超えないようにすること。 □当該太陽光発電設備の水平投影外周線で囲まれる土地の勾配は30%を超えないようにすること。 □当該太陽光発電設備の地上部分の水平投影外周線を敷地境界線から5 m以上後退させること。 □太陽電池モジュールの反射光を抑える工夫をすること。 □施設の規模や地形等に応じ、太陽電池モジュールを分散配置とすること。 修景・緑化 □フェンス等は、圧迫感を与えないよう道路等境界線から適切な後退距離を設ける。 □道路や展望地から容易に望見できないよう、道路等と太陽電池発電設備の間は植栽し、人工物(土台や支柱を含む)の存在感を軽減させる工夫をすること。 □支障木の伐採は僅少におさえること。 □送電線網はなるべく地中化を図ること。 □太陽光発電設備が汚損、破損した場合、必要性がなくなった場合は、設置者が速やかに撤去又は補修等すること。また、解体又は撤去する場合は、現地産樹木と同種の樹木等により当該敷地を修景緑化すること。	
-----------	----------	--	--

【開発行為】

行為の種類		配慮事項	対応状況の説明
位置・規模・高さ	位置	☐ 地域の特性や周辺景観との調和に配慮した位置・規模・高さにすること。 ☐ 木竹の伐採は、その目的に応じ、必要最小限の規模とすること。	
形状・資源の保全・緑化	形状	☐ 地域の特性や周辺環境との調和に配慮した形状とすること。 ☐ 道路の境界付近の木竹は、保存すること。	
	資源の保全	☐ 開発区域内にある河川、水辺、表土等は可能な限り保全し、活用すること。 ☐ 樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合には、保存又は移植による活用を図ること。	
	緑化	☐ 開発区域内の既存の樹木は、可能な限り保全し、又は移植することとし、やむを得ず伐採する場合は、伐採後の跡地を行為後の土地利用に応じ、周辺の自然植生と調和するよう緑化すること。	

注 1 ※印欄は、記入しないこと。

2 「配慮事項」欄は、当該事項について配慮した場合に、□内に✓印を付すこと。

3 「対応状況の説明」欄は、配慮事項に具体的にどのように対応したかを記載すること。
(日本工業規格 A 4)

別記様式第4号（浜中町景観条例規則 第4条関係）

その3

(1)

景観形成の配慮事項に係る対応説明書
(酪農景観形成重点区域用)

		※受付番号	
行為の場所			
☐ 建築物 ☐ 工作物 ☐ 開発行為 ☐ その他	新築 ☐ 又は ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 外観の変更 新設		
		☐ 修繕 ☐ 模様替 ☐ 色彩の変更	

【建築物】

行為の種類		配慮事項	対応状況の説明
位置・配置・規模	眺望の確保	☐ 地域の特性や周辺景観との調和に配慮した位置・配置とすること。	
	高さ	☐ 原則として10mを超えないようにすること。やむを得ない事情により基準値を超える場合は、景観への影響を軽減させるため、特に色彩や形態に配慮するなどの必要な措置を行うこと。	
	位置（壁面の後退）	☐ 道路等の公共空間に面する壁面位置は、敷地境界からできる限り後退し、ゆとりある空間を創出すること。 ☐ 隣地境界からできる限り離し、隣地相互においてゆとりある空間を確保すること。	
形態意匠	周辺との調和	☐ 周辺の景観と調和した形態意匠とすること。増築や改修等の行為を行う場合は、既存部分の景観改善も行うようにすること。	
	外壁・壁面	☐ 道路等の公共空間に面する壁面は、分節化や陰影処理等を行うことにより、単調な平滑面とならないようにすること。	

行為の種類		配慮事項	対応状況の説明
形態意匠 (続き)	屋根形状	□適度な勾配を有するものとし、周辺の景観と調和した形態とするよう努めること。	
	付帯設備・付属建物	□オイルタンクや室外機など、建築物に附属する設備等は、可能な限り目立たない位置へ設置し、又は目隠しをする等の工夫をすること。	
色彩	周辺との調和	□敷地内にある他の建築物等との統一感や、敷地周辺の良好な景観との色調の調和に配慮すること。 □多くの色彩やアクセントとなる色彩を使用する場合は、その数、色彩相互の調和及びバランスに配慮すること。	
	色彩の範囲	□建築物の外観にけばけばしい色彩は用いず、周辺景観と調和する色彩を用いること。建築物等本体のいずれかの立面(建築物の1つの面における鉛直投影面積)で、当該立面の面積の1/5を超えないこと。	
素材	周辺との調和	□敷地内は、周辺環境と調和を図り、可能な限り修景を行うこと。特に、道路等の公共空間に面した空間は、街並みにふさわしい修景を行うよう配慮すること。	
	経年変化	□屋根及び外壁等は、経年変化による質の低下の少ない素材を用いること。	
	反射	□鏡面仕上げのものなど、反射光のある素材を屋根や壁面など大部分にわたって使用しないこと。	
敷地の外構・その他	緑化	□敷地内の既存の樹木は、可能な限り保存し、又は移植することとし、やむを得ず伐採する場合は、補植や緑化に配慮すること。	
	堆雪スペース	□堆雪スペース等の設置を考慮するとともに、積雪期以外におけるこれらの施設と周辺景観との調和にも配慮すること。	

【工作物】

行為の種類		配慮事項	対応状況の説明
位置・配置・規模	眺望の確保	☐ 地域の特性や周辺景観との調和に配慮した位置・配置とすること。 ☐ 湿原景観、海岸景観などへの良好な景観が見渡せる眺望点から、その眺望を妨げない位置及び規模とすること。	
	高さ	☐ 原則として10mを超えないようにすること。やむを得ない事情により基準値を超える場合は、景観への影響を軽減させるため、特に色彩や形態に配慮するなどの必要な措置を行うこと。	
形態意匠	周辺との調和	☐ 周辺の景観と調和した形態意匠とすること。増築や改修等の行為を行う場合は、既存部分の景観改善も行うようにすること。	
	圧迫感の軽減	☐ 柵や擁壁等の高さは、5mを超えないものとする。ただし、機能上やむを得ない場合は、設置と合わせて植栽などによる緑化すること。 ☐ 擁壁は分節化等を行うことにより、長大で単調な平滑面とならないようにすること。	

(4)

行為の種類		配慮事項	対応状況の説明
色彩	周辺との調和	☐ 敷地内にある他の建築物等との統一感や、敷地周辺の良好な景観との色調の調和に配慮すること。 ☐ 多くの色彩やアクセントとなる色彩を使用する場合は、その数、色彩相互の調和及びバランスに配慮すること。	
	色彩の範囲	☐ 建築物の外観にけばけばしい色彩は用いず、周辺景観と調和する色彩を用いること。建築物等本体のいずれかの立面(建築物の1つの面における鉛直投影面積)で、当該立面の面積の1/5を超えないこと。	
素材	周辺との調和	☐ 敷地内は、周辺環境と調和を図り、可能な限り修景を行うこと。特に、道路等の公共空間に面した空間は、街並みにふさわしい修景を行うよう配慮すること。	
	経年変化	☐ 屋根及び外壁等は、経年変化による質の低下の少ない素材を用いること。	
敷地の外構・その他	緑化	☐ 敷地内の既存の樹木は、可能な限り保存し、又は移植することとし、やむを得ず伐採する場合は、補植や緑化に配慮すること。	
	堆雪スペース	☐ 堆雪スペース等の設置を考慮するとともに、積雪期以外におけるこれらの施設と周辺景観との調和にも配慮すること。	

敷地の外構・その他	太陽電池発電設備	位置・配置・規模 □やむを得ず設置する場合は、道路や展望地から望見できる場所の設置は避けること。 □太陽電池発電設備の地上からの高さは5 mを超えないこと。かつ、地上部分の水平投影面積の和も1,000 m²を超えないようにすること。 □当該太陽光発電設備の水平投影外周線で囲まれる土地の勾配は30%を超えないようにすること。 □当該太陽光発電設備の地上部分の水平投影外周線を敷地境界線から5 m以上後退させること。 □太陽電池モジュールの反射光を抑える工夫をすること。 □施設の規模や地形等に応じ、太陽電池モジュールを分散配置とすること。 修景・緑化 □フェンス等は、圧迫感を与えないよう道路等境界線から適切な後退距離を設ける。 □道路や展望地から容易に望見できないよう、道路等と太陽電池発電設備の間は植栽し、人工物(土台や支柱を含む)の存在感を軽減させる工夫をすること。 □支障木の伐採は僅少におさえること。 □送電線網はなるべく地中化を図ること。 □太陽光発電設備が汚損、破損した場合、必要性がなくなった場合は、設置者が速やかに撤去又は補修等すること。また、解体又は撤去する場合は、現地産樹木と同種の樹木等により当該敷地を修景緑化すること。	
-----------	----------	--	--

【開発行為】

行為の種類		配慮事項	対応状況の説明
位置・規模・高さ	位置	☐ 地域の特性や周辺景観との調和に配慮した位置・規模・高さにすること。 ☐ 木竹の伐採は、その目的に応じ、必要最小限の規模とすること。	
形状・資源の保全・緑化	形状	☐ 地域の特性や周辺環境との調和に配慮した形状とすること。	
	資源の保全	☐ 開発区域内にある河川、水辺、表土等は可能な限り保全し、活用すること。	
	緑化	☐ 開発区域内の既存の樹木は、可能な限り保全し、又は移植することとし、やむを得ず伐採する場合は、補植や緑化に配慮すること。	

注 1 ※印欄は、記入しないこと。

2 「配慮事項」欄は、当該事項について配慮した場合に、□内に☑印を付すこと。

3 「対応状況の説明」欄は、配慮事項に具体的にどのように対応したかを記載すること。
(日本工業規格 A 4)

別記様式第4号（浜中町景観条例規則 第4条関係）

その4

（1）

景観形成の配慮事項に係る対応説明書
（森林景観形成重点区域用）

		※受付番号	
行為の場所			
☐ 建築物 ☐ 工作物 ☐ 開発行為 ☐ その他	新築 ☐ 又は ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 外観の変更 新設 ☐ 修繕 ☐ 模様替 ☐ 色彩の変更		

【建築物】

行為の種類		配慮事項	対応状況の説明
位置・配置・規模	眺望の確保	☐ 地域の特性や周辺景観との調和に配慮した位置・配置とすること。	
	高さ	☐ 原則として10mを超えないようにすること。やむを得ない事情により基準値を超える場合は、景観への影響を軽減させるため、特に色彩や形態に配慮するなどの必要な措置を行うこと。	
	位置（壁面の後退）	☐ 道路等の公共空間に面する壁面位置は、敷地境界からできる限り後退し、ゆとりある空間を創出すること。 ☐ 隣地境界からできる限り離し、隣地相互においてゆとりある空間を確保すること。	
形態意匠	周辺との調和	☐ 周辺の景観と調和した形態意匠とすること。増築や改修等の行為を行う場合は、既存部分の景観改善も行うようにすること。	
	外壁・壁面	☐ 道路等の公共空間に面する壁面は、分節化や陰影処理等を行うことにより、単調な平滑面とならないようにすること。	

行為の種類		配慮事項	対応状況の説明
形態意匠 (続き)	屋根形状	□適度な勾配を有するものとし、周辺の景観と調和した形態とするよう努めること。	
	付帯設備・付属建物	□オイルタンクや室外機など、建築物に附属する設備等は、可能な限り目立たない位置へ設置し、又は目隠しをする等の工夫をすること。	
色彩	周辺との調和	□敷地内にある他の建築物等との統一感や、敷地周辺の良好な景観との色調の調和に配慮すること。 □多くの色彩やアクセントとなる色彩を使用する場合は、その数、色彩相互の調和及びバランスに配慮すること。	
	色彩の範囲	□建築物の外観にけばけばしい色彩は用いず、周辺景観と調和する色彩を用いること。建築物等本体のいずれかの立面（建築物の1つの面における鉛直投影面積）で、当該立面の面積の1/5を超えないこと。	
素材	周辺との調和	□敷地内は、周辺環境と調和を図り、可能な限り修景を行うこと。特に、道路等の公共空間に面した空間は、街並みにふさわしい修景を行うよう配慮すること。	
	経年変化	□屋根及び外壁等は、経年変化による質の低下の少ない素材を用いること。	
	反射	□鏡面仕上げのものなど、反射光のある素材を屋根や壁面など大部分にわたって使用しないこと。	
敷地の外構・その他	緑化	□敷地内の既存の樹木は、可能な限り保存し、又は移植することとし、やむを得ず伐採する場合は、補植や緑化に配慮すること。	
	堆雪スペース	□堆雪スペース等の設置を考慮するとともに、積雪期以外におけるこれらの施設と周辺景観との調和にも配慮すること。	

【工作物】

行為の種類		配慮事項	対応状況の説明
位置・配置・規模	眺望の確保	□地域の特性や周辺景観との調和に配慮した位置・配置とすること。	
	高さ	□原則として10mを超えないようにすること。やむを得ない事情により基準値を超える場合は、景観への影響を軽減させるため、特に色彩や形態に配慮するなどの必要な措置を行うこと。	
形態意匠	周辺との調和	□周辺の景観と調和した形態意匠とすること。増築や改修等の行為を行う場合は、既存部分の景観改善も行うようにすること。	
	圧迫感の軽減	□柵や擁壁等の高さは、5mを超えないものとする。ただし、機能上やむを得ない場合は、設置と合わせて植栽などによる緑化すること。 □擁壁は分節化等を行うことにより、長大で単調な平滑面とならないようにすること。	

行為の種類		配慮事項	対応状況の説明
色彩	周辺との調和	☐ 敷地内にある他の建築物等との統一感や、敷地周辺の良好な景観との色調の調和に配慮すること。 ☐ 多くの色彩やアクセントとなる色彩を使用する場合は、その数、色彩相互の調和及びバランスに配慮すること。	
	色彩の範囲	☐ 建築物の外観にけばけばしい色彩は用いず、周辺景観と調和する色彩を用いること。建築物等本体のいずれかの立面(建築物の1つの面における鉛直投影面積)で、当該立面の面積の1/5を超えないこと。	
素材	周辺との調和	☐ 敷地内は、周辺環境と調和を図り、可能な限り修景を行うこと。特に、道路等の公共空間に面した空間は、街並みにふさわしい修景を行うよう配慮すること。	
	経年変化	☐ 屋根及び外壁等は、経年変化による質の低下の少ない素材を用いること。	
	反射	☐ 鏡面仕上げのものなど、反射光のある素材を屋根や壁面など大部分にわたって使用しないこと。	
敷地の外構・その他	緑化	☐ 敷地内の既存の樹木は、可能な限り保存し、又は移植することとし、やむを得ず伐採する場合は、補植や緑化に配慮すること。	
	堆雪スペース	☐ 堆雪スペース等の設置を考慮するとともに、積雪期以外におけるこれらの施設と周辺景観との調和にも配慮すること。	

敷地の外構・その他	太陽電池発電設備	位置・配置・規模 □やむを得ず設置する場合は、道路や展望地から望見できる場所の設置は避けること。 □太陽電池発電設備の地上からの高さは5 mを超えないこと。かつ、地上部分の水平投影面積の和も1,000 m²を超えないようにすること。 □当該太陽光発電設備の水平投影外周線で囲まれる土地の勾配は30%を超えないようにすること。 □当該太陽光発電設備の地上部分の水平投影外周線を敷地境界線から5 m以上後退させること。 □太陽電池モジュールの反射光を抑える工夫をすること。 □施設の規模や地形等に応じ、太陽電池モジュールを分散配置とすること。 修景・緑化 □フェンス等は、圧迫感を与えないよう道路等境界線から適切な後退距離を設ける。 □道路や展望地から容易に望見できないよう、道路等と太陽電池発電設備の間は植栽し、人工物(土台や支柱を含む)の存在感を軽減させる工夫をすること。 □支障木の伐採は僅少におさえること。 □送電線網はなるべく地中化を図ること。 □太陽光発電設備が汚損、破損した場合、必要性がなくなった場合は、設置者が速やかに撤去又は補修等すること。また、解体又は撤去する場合は、現地産樹木と同種の樹木等により当該敷地を修景緑化すること。	
-----------	----------	--	--

【開発行為】

行為の種類		配慮事項	対応状況の説明
位置・規模・高さ	位置	☐ 地域の特性や周辺景観との調和に配慮した位置・規模・高さにすること。 ☐ 木竹の伐採は、その目的に応じ、必要最小限の規模とすること。	
形状・資源の保全・緑化	形状	☐ 地域の特性や周辺環境との調和に配慮した形状とすること。	
	資源の保全	☐ 開発区域内にある河川、水辺、表土等は可能な限り保全し、活用すること。	
	緑化	☐ 開発区域内の既存の樹木は、可能な限り保全し、又は移植することとし、やむを得ず伐採する場合は、補植や緑化に配慮すること。	

注 1 ※印欄は、記入しないこと。

2 「配慮事項」欄は、当該事項について配慮した場合に、□内に✓印を付すこと。

3 「対応状況の説明」欄は、配慮事項に具体的にどのように対応したかを記載すること。
(日本工業規格 A 4)

別記様式第4号（浜中町景観条例規則 第4条関係）

その5

(1)

景観形成の配慮事項に係る対応説明書
(市街地景観形成重点区域用)

		※受付番号	
行為の場所			
☐ 建築物 ☐ 工作物 ☐ 開発行為 ☐ その他	新築 ☐ 又は ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 外観の変更 新設		
		☐ 修繕 ☐ 模様替 ☐ 色彩の変更	

【建築物】

行為の種類		配慮事項	対応状況の説明
位置・配置・規模	眺望の確保	☐ 地域の特性や周辺景観との調和に配慮した位置・配置とすること。	
	高さ	☐ 原則として10mを超えないようにすること。やむを得ない事情により基準値を超える場合は、景観への影響を軽減させるため、特に色彩や形態に配慮するなどの必要な措置を行うこと。	
	位置（壁面の後退）	☐ 道路等の公共空間に面する壁面位置は、敷地境界からできる限り後退し、ゆとりある空間を創出すること。 ☐ 隣地境界からできる限り離し、隣地相互においてゆとりある空間を確保すること。	
形態意匠	周辺との調和	☐ 周辺の景観と調和した形態意匠とすること。増築や改修等の行為を行う場合は、既存部分の景観改善も行うようにすること。	
	外壁・壁面	☐ 道路等の公共空間に面する壁面は、分節化や陰影処理等を行うことにより、単調な平滑面とならないようにすること。	

行為の種類		配慮事項	対応状況の説明
形態意匠 (続き)	屋根形状	□適度な勾配を有するものとし、周辺の景観と調和した形態とするよう努めること。	
	付帯設備・付属建物	□オイルタンクや室外機など、建築物に附属する設備等は、可能な限り目立たない位置へ設置し、又は目隠しをする等の工夫をすること。	
色彩	周辺との調和	□敷地内にある他の建築物等との統一感や、敷地周辺の良好な景観との色調の調和に配慮すること。 □多くの色彩やアクセントとなる色彩を使用する場合は、その数、色彩相互の調和及びバランスに配慮すること。	
	色彩の範囲	□建築物の外観にけばけばしい色彩は用いず、周辺景観と調和する色彩を用いること。建築物等本体のいずれかの立面（建築物の1つの面における鉛直投影面積）で、当該立面の面積の1/5を超えないこと。	
素材	周辺との調和	□敷地内は、周辺環境と調和を図り、可能な限り修景を行うこと。特に、道路等の公共空間に面した空間は、街並みにふさわしい修景を行うよう配慮すること。	
	経年変化	□屋根及び外壁等は、経年変化による質の低下の少ない素材を用いること。	
	反射	□鏡面仕上げのものなど、反射光のある素材を屋根や壁面など大部分にわたって使用しないこと。	
敷地の外構・その他	緑化	□敷地内の既存の樹木は、可能な限り保存し、又は移植することとし、やむを得ず伐採する場合は、補植や緑化に配慮すること。	
	堆雪スペース	□堆雪スペース等の設置を考慮するとともに、積雪期以外におけるこれらの施設と周辺景観との調和にも配慮すること。	

【工作物】

行為の種類		配慮事項	対応状況の説明
位置・配置・規模	眺望の確保	□地域の特性や周辺景観との調和に配慮した位置・配置とすること。	
	高さ	□原則として10mを超えないようにすること。やむを得ない事情により基準値を超える場合は、景観への影響を軽減させるため、特に色彩や形態に配慮するなどの必要な措置を行うこと。	
形態意匠	周辺との調和	□周辺の景観と調和した形態意匠とすること。増築や改修等の行為を行う場合は、既存部分の景観改善も行うようにすること。	
	圧迫感の軽減	□柵や擁壁等の高さは、5mを超えないものとする。ただし、機能上やむを得ない場合は、設置と合わせて植栽などによる緑化すること。 □擁壁は分節化等を行うことにより、長大で単調な平滑面とならないようにすること。	

行為の種類		配慮事項	対応状況の説明
色彩	周辺との調和	☐ 敷地内にある他の建築物等との統一感や、敷地周辺の良好な景観との色調の調和に配慮すること。 ☐ 多くの色彩やアクセントとなる色彩を使用する場合は、その数、色彩相互の調和及びバランスに配慮すること。	
	色彩の範囲	☐ 建築物の外観にけばけばしい色彩は用いず、周辺景観と調和する色彩を用いること。建築物等本体のいずれかの立面(建築物の1つの面における鉛直投影面積)で、当該立面の面積の1/5を超えないこと。	
素材	周辺との調和	☐ 敷地内は、周辺環境と調和を図り、可能な限り修景を行うこと。特に、道路等の公共空間に面した空間は、街並みにふさわしい修景を行うよう配慮すること。	
	経年変化	☐ 屋根及び外壁等は、経年変化による質の低下の少ない素材を用いること。	
	反射	☐ 鏡面仕上げのものなど、反射光のある素材を屋根や壁面など大部分にわたって使用しないこと。	
敷地の外構・その他	緑化	☐ 敷地内の既存の樹木は、可能な限り保存し、又は移植することとし、やむを得ず伐採する場合は、補植や緑化に配慮すること。	
	堆雪スペース	☐ 堆雪スペース等の設置を考慮するとともに、積雪期以外におけるこれらの施設と周辺景観との調和にも配慮すること。	

敷地の外構・その他	太陽電池発電設備	位置・配置・規模 □やむを得ず設置する場合は、道路や展望地から望見できる場所の設置は避けること。 □太陽電池発電設備の地上からの高さは5 mを超えないこと。かつ、地上部分の水平投影面積の和も1,000 m²を超えないようにすること。 □当該太陽光発電設備の水平投影外周線で囲まれる土地の勾配は30%を超えないようにすること。 □当該太陽光発電設備の地上部分の水平投影外周線を敷地境界線から5 m以上後退させること。 □太陽電池モジュールの反射光を抑える工夫をすること。 □施設の規模や地形等に応じ、太陽電池モジュールを分散配置とすること。 修景・緑化 □フェンス等は、圧迫感を与えないよう道路等境界線から適切な後退距離を設ける。 □道路や展望地から容易に望見できないよう、道路等と太陽電池発電設備の間は植栽し、人工物(土台や支柱を含む)の存在感を軽減させる工夫をすること。 □支障木の伐採は僅少におさえること。 □送電線網はなるべく地中化を図ること。 □太陽光発電設備が汚損、破損した場合、必要性がなくなった場合は、設置者が速やかに撤去又は補修等すること。また、解体又は撤去する場合は、現地産樹木と同種の樹木等により当該敷地を修景緑化すること。	
-----------	----------	--	--

【開発行為】

行為の種類		配慮事項	対応状況の説明
位置・規模・高さ	眺望の確保	☐ 地域の特性や周辺景観との調和に配慮した位置・規模・高さにすること。 ☐ 木竹の伐採は、その目的に応じ、必要最小限の規模とすること。	
形状・資源の保全・緑化	形状	☐ 地域の特性や周辺環境との調和に配慮した形状とすること。	
	資源の保全	☐ 開発区域内にある河川、水辺、表土等は可能な限り保全し、活用すること。	
	緑化	☐ 開発区域内の既存の樹木は、可能は限り保全し、又は移植することとし、やむを得ず伐採する場合は、補植や緑化に配慮すること。	

注 1 ※印欄は、記入しないこと。

2 「配慮事項」欄は、当該事項について配慮した場合に、□内に✓印を付すこと。

3 「対応状況の説明」欄は、配慮事項に具体的にどのように対応したかを記載すること。
 (日本工業規格 A 4)

別記様式第5号（浜中町景観条例規則 第5条関係）
（表）
事前協議書

浜中町長		様		年 月 日	
届出者					
住 所 （法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地）：					
（フリガナ）					
氏 名 （法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名）：					
㊤					
電話番号 （連絡先：事務所 自宅 その他）：					
浜中町景観条例第12条第1項に基づき事前協議します。					
区域名					
行為の場所					
行為の期間		着手予定日	年 月 日	完了予定日	年 月 日
行為の種類	☐ 建築物	用 途 (種類)	(工作物の場合は、種類も記載してください。)		
	☐ 工作物	行為区分	☐ 新築・新設 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 外観の変更(☐ 修繕 ☐ 模様替 ☐ 色彩の変更)		
	☐ 開発行為				
連絡先	住 所 : 氏 名 : ㊤ 電 話 番 号 :				
景観づくりのために特に配慮した事項					

(裏面)

設計 又は 施行 方法	建 築 物	区 分	届 出 部 分		既 存 部 分	合 計
		敷 地 面 積				m ²
		建築面積又は築造面積	m ²		m ²	m ²
		延 べ 面 積	m ²		m ²	m ²
		高 さ (長 さ)	m		m	m
		外 観 の 変 更	m ²		m ²	m ²
		構 造	造 (一部 造)			
		外 観 の 仕 上 げ (材料・施工方法)				
		外観の色彩 (マンセル値)	壁 面	基調色 : 準基調色 : その他 :		
	屋 根					
	開 発 行 為	法 面 の 高 さ			面 積	
		m			m ²	
	設 計 者	住所・所在地 : 氏名・事業所名 : 電 話 番 号 :				
	工事施工者	住所・所在地 : 氏名・事業所名 : 電 話 番 号 :				
	添付図書等					
その他の参考事項						

工作物の設置に関する誓約書

工作物の設置にあたり、下記のすべての事項を遵守することを誓約します。

記

- 1 設置方法及びスケジュール、実施区域など実施事項に関する情報を町、近隣関係者等に周知するとともに、当該関係者の理解を得るため、必要な説明等を積極的に行います。
- 2 工作物設置の実施において、関係法令を遵守し、近隣区域の自然環境及び生活環境に関して十分に配慮します。
- 3 工作物設置の実施において、事故等の防止に努めます。
- 4 工作物設置の実施において、事故等が発生したときは、適切な対応を図り、再発防止の措置を講ずるとともに、当該措置の内容を報告します。
- 5 工作物設置後は、施工用設備の撤去を適切に実施するとともに、設置に関して使用した土地がある場合に関しては実施前の現状に復します。

浜中町長

様

年 月 日

住 所

氏 名

⑩

法人にあってはその名称、代表者の氏名
及び主たる事務所の所在地

工 作 物 設 置 計 画 の お 知 ら せ				
工作物の名称				
建 築 敷 地 の 地 名 地 番				
工 作 物 の 概 要	用途		敷地面積	㎡
	建築面積	㎡	延べ面積	㎡
	構造		基礎工法	
着工予定		年 月 日	完了予定	年 月 日
建 築 主 (住所) (氏名)		電話()		
設 計 者 (住所) (氏名)		電話()		
施 工 者 (住所) (氏名)		電話()		
標識設置年月日		年 月 日		
●この標識は工作物の設置に係る浜中町景観条例第14条第1項の規定により設置したものです。 ●上記工作物の設置計画についての説明の申し出は下記へご連絡ください。				
(連絡先) 担当者 電話()				

縦 90 センチメートル以上

横 90 センチメートル以上

別記様式第8号（浜中町景観条例規則 第8条関係）

関係住民等説明会結果報告書

年 月 日

浜中町長

様

事業者
住所
氏名
電話

浜中町景観条例第15条の規定により、届出に係る行為の内容について関係住民等への説明会等を行いましたので、報告します。

届出に係る行為の名称			
説明会の開催日時	年月日	年 月 日 ()	
	時間	時 分～ 時 分	
説明会の開催場所			参加人員 人
説明内容			
意見・質疑事項			
意見・質疑への対応			
資料の公開	期間	年 月 日から 年 月 日まで	
	方法		
意見・質疑事項			
意見・質疑への対応			

備考

説明会の出席者名簿（住所、氏名を記載したもの）を添付するものとする。
資料公開における意見書及び回答書の写しを添付するものとする。
説明会等で使用した資料を添付するものとする。

別記様式第9号（浜中町景観条例規則 第9条関係）
（表）

この証明書を携帯する者は、景観法（平成16年法律第110号）第17条第6項の規定により原状回復等を行い、又は同条第7項の規定により立入検査若しくは立入調査を行う者であることを証明する。

第 号

所 属

職 名

氏 名

身 分 証 明 書

交付年月日 年 月 日

有効期限 年 月 日

浜中町長 印

写 真

印

(裏)

景観法（抜粋）

（変更命令等）

第17条 景観行政団体の長は、良好な景観の形成のために必要があると認めるときは、特定届出対象行為（前条第1項第1号又は第2号の届出を要する行為のうち、当該景観行政団体の条例で定めるものをいう。第7項及び次条第1項において同じ。）について、景観計画に定められた建築物又は工作物の形態意匠の制限に適合しないものをしてしようとする者又はした者に対し、当該制限に適合させるため必要な限度において、当該行為に関し設計の変更その他の必要な措置をとることを命ずることができる。この場合においては、前条第3項の規定は、適用しない。

2～4 （略）

5 景観行政団体の長は、第1項の処分に違反した者又はその者から当該建築物又は工作物についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、景観計画に定められた建築物又は工作物の形態意匠の制限に適合させるため必要な限度において、その原状回復を命じ、又は原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置をとることを命ずることができる。

6 前項の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置（以下この条において「原状回復等」という。）を命じようとする場合において、過失がなく当該原状回復等を命ずべき者を確知することができないときは、景観行政団体の長は、その者の負担において、当該原状回復等を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該原状回復等を行うべき旨及びその期限までに当該原状回復等を行わないときは、景観行政団体の長又はその命じた者若しくは委任した者が当該原状回復等を行う旨をあらかじめ公告しなければならない。

7 景観行政団体の長は、第1項の規定の施行に必要な限度において、同項の規定により必要な措置をとることを命ぜられた者に対し、当該措置の実施状況その他必要な事項について報告をさせ、又は景観行政団体の職員に、当該建築物の敷地若しくは当該工作物の存する土地に立ち入り、特定届出対象行為の実施状況を検査させ、若しくは特定届出対象行為が景観に及ぼす影響を調査させることができる。

8 第6項の規定により原状回復等を行おうとする者及び前項の規定により立入検査又は立入調査をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があった場合においては、これを提示しなければならない。

9 （略）

備考 この用紙は日本工業規格A 6とし、厚紙を用い、中央の点線の所から二つ折りとする。

別記様式第10号（浜中町景観条例規則 第10条関係）

この建造物は、景観法第 19 条第 1 項の規定により指定された景観重要建造物である。

浜中町

指 定 番 号 浜中町景観重要建造物第 号

建造物の名称

指 定 年 月 日

縦 15 センチメートル以上

横 20 センチメートル以上

別記様式第11号（浜中町景観条例規則 第10条関係）

この樹木は、景観法第28条第1項の規定により指定された景観重要樹木である。

浜中町

指 定 番 号 浜中町景観重要樹木第 号

樹木の樹種

指定年月日

縦 15 センチメートル以上

横 20 センチメートル以上